

## 航空自衛隊仕様書

| 仕様書の種類         | 内容による分類         | 役務仕様書          |              |
|----------------|-----------------|----------------|--------------|
|                | 性質による分類         | 個別仕様書          |              |
| 物品番号           |                 |                | 仕様書番号        |
| 品名<br>又は<br>件名 | 塵埃収集運搬<br>(不燃物) | 府中LPS-X00017-4 |              |
|                |                 | 承認             | 平成27年 3月 4日  |
|                |                 | 作成             | 平成27年 3月 4日  |
|                |                 | 改正             | 平成31年 2月 8日  |
|                |                 | 改正             | 令和 2年 3月 12日 |
|                |                 | 改正             | 令和 5年 3月 7日  |
|                |                 | 改正             | 令和 6年 3月 14日 |
|                |                 | 作成部隊等名         | 府中基地         |

### 1. 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様は、航空自衛隊府中基地で排出される不燃物の収集運搬の委託について規定する。

#### 1.2 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新のものとする。

- a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 法律137号）
- b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年 政令300号）
- c) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年 厚生令35号）

#### 2. 役務に関する要求

##### 2.1 役務の内容

不燃物の収集運搬とする。

##### 2.2 事業者の参入資格

管轄都道府県知事から産業廃棄物の収集運搬を許可された事業者とする。

また、事業者は電子マニフェストに対応できるよう努めるものとする。

## 2.3 収集運搬の概要

調達要領指定書による。

## 3 監督検査

### 3.1 実施要領

航空自衛隊調達規則（昭和36年航空自衛隊達第13号）に定める実施要領及び本仕様書に基づき実施する。

### 3.2 収集運搬量の確認

4.1で提出された書面により確認を行う。

#### 4. その他の指示

##### 4.1 提出書類

###### 4.1.1 計量票

###### 4.1.2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）B2票

契約相手方は、1.2.a)の規定により、産業廃棄物管理票（マニフェスト）B2票を検査官に交付する。交付要領は紙交付とするが、官側の要求があれば電子交付に切り替えるものとする。

#### 4.2 最終収集運搬日

契約相手方は、履行期間中に最終処分が可能な日にちを処分事業者と調整したのち、官側と協議して最終収集運搬日を決定するものとする。

#### 4.3 安全管理

a) 基地内への出入時は、基地の規則を遵守するとともに、車両の運行速度は30km/h以下を遵守する。

b) 契約相手方は、本役務における飛散及び流出防止を実施し、安全確保に留意する。

c) 作業中に基地施設等に損傷、汚染等を与えた場合は、契約相手方の責任において速やかに原状回復する。

#### 4.4 その他の必要な事項

この仕様に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、その都度官側と協議するものとする。

## 調達要領指定書

|         |                |            |
|---------|----------------|------------|
| 調達要領指定書 | 発簡番号           |            |
|         | 調達要求番号         | 6-X-16     |
|         | 調達要求年月日        | 令和6年3月14日  |
|         | 作成部課           | 航空気象群本部監理部 |
| 品名      | 作成年月日          | 令和6年3月14日  |
| 品名      | 塵埃収集運搬（不燃物）    |            |
| 仕様書番号   | 府中LPS-X00017-4 |            |

### 2.3 収集運搬の概要

#### 2.3.1 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

#### 2.3.2 収集運搬日等（基準）

| 種類   | 収集頻度                        | 収集時間  |
|--|-----------------------------|---|
| 廃プラスチック  | 月3回（第5週まである月は4回）<br>月1週のみ休止 | 午前8時20分～<br>8時35分<br>※量により収集が完了しない場合は、8時50分まで延長するものとする。 |
| 小型家電（ポット、時計、鉛筆削り、アイロン、電源コード、ケーブルなど、一辺が30cm程度の電化製品） | 同上<br>廃プラスチック車両に合積み         |   |
| ペットボトル、缶   | 毎月1回                        |   |
| 金属くず   | 廃プラスチックが休止の週に実施             |   |
| ガラスくず、陶磁器くず、ビン                                     | 毎月1回<br>廃プラスチック車両に合積み       |   |

収集運搬を行う曜日は毎週固定とし、官側と協議したうえ決定するものとする。

なお、次の場合は官側と協議のうえ振替収集運搬日を設けるものとする。

- a) 収集運搬日が祝日となった場合
- b) 基地の大規模な行事と重なった場合
- c) 台風、大雪等の荒天により収集が不可能であった場合

#### 2.3.3 収集運搬量の計量

契約相手方は、搬入先において収集運搬量の計量を行うものとする。

2.3.4 予定数量

年間 21,000kg

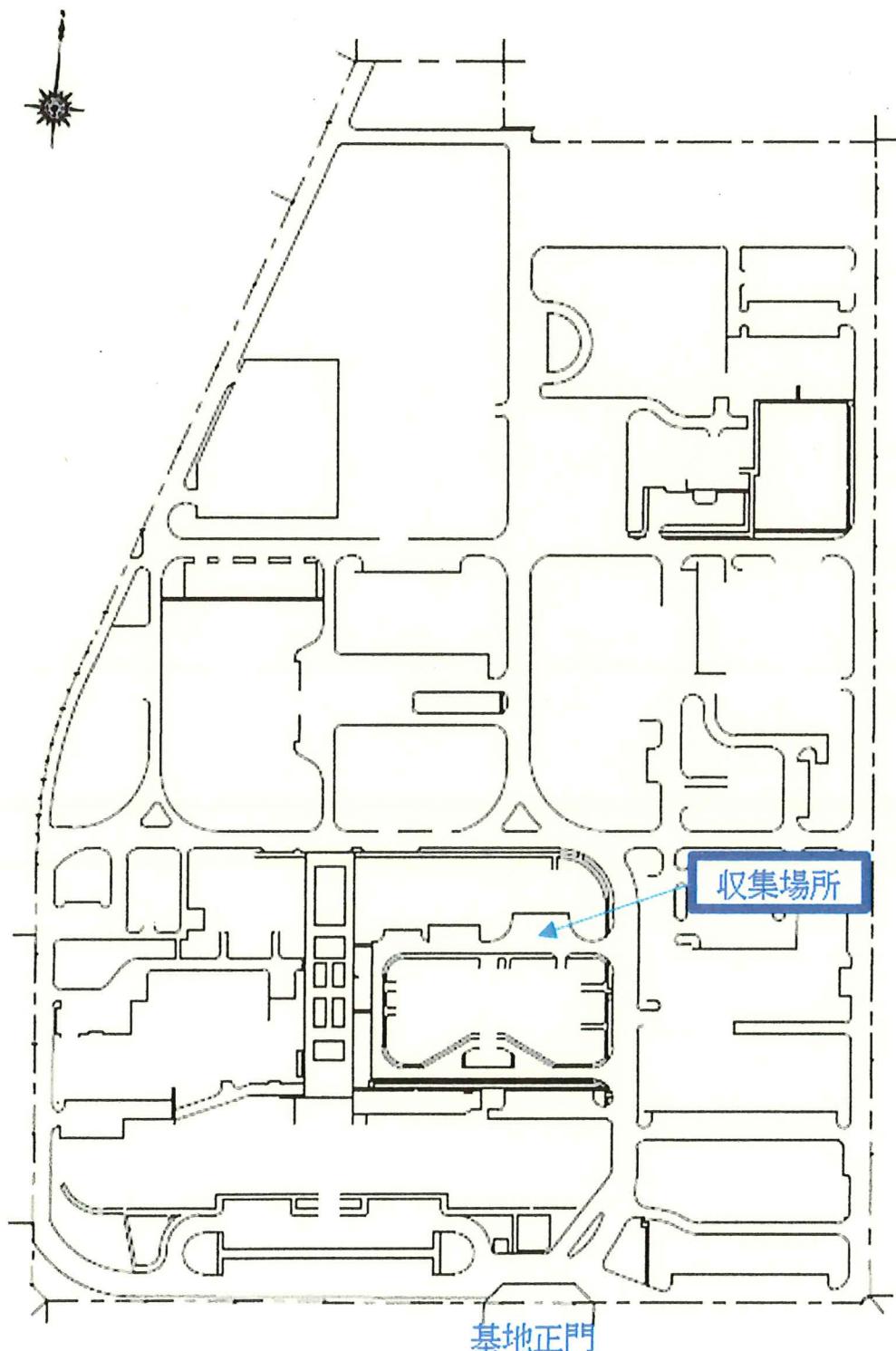
2.3.5 処分事業者への引き渡し

処分事業者との協議による。

2.3.6 収集場所

別図のとおり。

別図



備考：1 用紙、日本産業規格A列4番（縦型）

2 指定事項が当該欄中に記載できない場合は、別紙をもって記入する。